

# ■騒音規制法の特定施設について

騒音規制法では、著しい騒音を発生する金属加工機械等を『特定施設』(表1)と定め、これらの施設を使用する工場・事業場を『特定工場等』としています。特定施設については、騒音の規制基準が定められているほか、他法令の届出等と別に、以下の届出(表2)をする必要があります。

○騒音規制法で定める特定施設(表1)

1. 金属加工機械	イ、圧延機械(原動機の定格出力合計が22.5kw以上のもの)
	ロ、製管機械
	ハ、ベンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの)
	ニ、液圧プレス(矯正プレスを除く)
	ホ、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの)
	ヘ、せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のもの)
	ト、鍛造機
	チ、ワイヤーフォーミングマシン
	リ、ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く)
ス、タンブラー	
ル、切断機(と石を用いるもの)	
2. 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	
3. 土石用または鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	
4. 織機(原動機を用いるもの)	
5. 建設用資材製造機械	イ、コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のもの)
	ロ、アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のもの)
6. 穀物用製粉機(ロール式のもので、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	
7. 木材加工機械	イ、ドラムバーガー
	ロ、チップパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)
	ハ、碎木機
	ニ、帯のご盤(原動機の定格出力が、製材用は15kw以上のもの、木工用は2.25kw以上のもの)
	ホ、丸のご盤
ヘ、かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)	
8. 抄紙機	
9. 印刷機械(原動機を用いるもの)	
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳造型機(ジヨルト式のもの)	

○騒音規制法にもとづく届出(各2部が必要です)(表2)

☆届出の必要な場合	☆届出の種類	☆届出の期限
・新しく特定施設を設置しようとするとき (騒音規制法第6条1項)	特定施設設置届	工事を始める 30日前まで
・種類ごとの数を変更しようとするとき (8条1項)	特定施設の種類ごとの数変更届	
・種類ごとの数が減少するとき ・同一種類に関して、直近の届出台数の2倍以内の増加にとどまるとき	届出不要	
・騒音を防止する方法を変更しようとするとき (8条1項)	騒音の防止の方法変更届	
・騒音の大きさが増加しないとき	届出不要	
・氏名、住所、代表者名、工場・事業場の名称、所在地を変更したとき(10条)	氏名(名称、住所、所在地)変更届	変更の日より 30日以内
・特定工場に設置された特定施設のすべてを譲り受けたり、借り受けたとき(11条)	承継届	承継の日より 30日以内
・特定施設のすべての使用を廃止したとき (10条)	使用全廃届	廃止の日より 30日以内

○届出に添付する書類(各2部)

(注:届により、必要な書類が異なります。お問い合わせください。)

・騒音の防止の方法 ・付近の見取図(住宅地図等の写し) ・施設の配置図(建物の平面図) ・建物の立面図 ・かなばかり図 ・施設のカatalogの写しなど。

○お問い合わせ及び書類の提出先

世田谷区 環境政策部 環境保全課

TEL03-6432-7137 FAX03-6432-7981

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎B棟3階